

遺言・遺産分割による財産移転と 課税関係のチェックポイント

編集 税理士法人 高野総合会計事務所

新日本法規

概 説

遺言や遺産分割協議の法律効果により相続財産の移転が行われた場合、財産を取得した個人には相続税が課税されますが、財産の種類や取得者、取得方法等により、相続税以外の複数の税目に渡る課税が生ずることがあります。本章では、遺言書や遺産分割協議書に表れた相続財産の移転とその法律効果を踏まえて、相続税、譲渡所得税、法人税等の課税関係について解説を行います。

1 相続税の概要

遺言や遺産分割協議により移転する相続財産について課される相続税の概要を解説します。

(1) 相続税が課される財産

被相続人が亡くなった時点において所有していた土地、建物、有価証券、預貯金、現金などのほか、金銭に見積もることができる全ての財産が相続税の課税対象となります。また、日本国内に所在する財産のほか、日本国外に所在する財産も相続税の課税対象となります。

(2) 相続税の納税義務者と課税範囲

相続又は遺贈により財産を取得した個人は相続税を納める義務があります（相続1の3）。相続税の納税義務者は以下の5つに区分されます。

- ① 居住無制限納税義務者（相続1の3①一）
- ② 非居住無制限納税義務者（相続1の3①二）
- ③ 居住制限納税義務者（相続1の3①三）
- ④ 非居住制限納税義務者（相続1の3①四）
- ⑤ 特定納税義務者（相続1の3①五）

無制限納税義務者は相続又は遺贈により取得した財産の全てに対し相続税が課されます。一方、制限納税義務者は相続又は遺贈により取得した財産のうち、日本国内にあるものに対してのみ相続税が課されることとなります（相続2）。

(3) 相続財産の価額から控除できる債務及び葬儀費用

被相続人の債務と葬儀費用は、相続財産の価額から差し引かれます。差し引くことができる債務には、借入金や未払金のほか、被相続人が納めるべき税金で、相続開始時点でまだ納めていないものも含まれます。

また、葬儀費用とは、お寺や葬儀社への支払、通夜に要した費用等をいいます。墓地などの購入費用、香典返しの費用等は、葬儀費用に含まれません。

債務及び葬儀費用を差し引くことのできる人は、相続人及び包括受遺者に限られます。

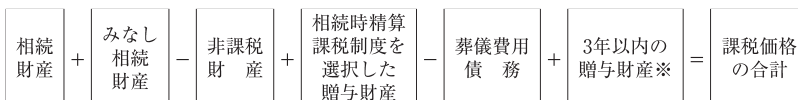
相続人・包括受遺者	債務控除ができる
特定受遺者	債務控除ができない

なお、無制限納税義務者は債務控除できる財産に制限がありませんが、制限納税義務者は相続税が課税される日本国内の財産により担保される債務等のみ債務控除ができ、葬儀費用の控除はできません(相続13)。

(4) 相続税の計算

取得財産の価額から債務及び葬儀費用を控除した金額に、3年以内の生前贈与の価額を加算して課税価格の合計額を算出します。なお、令和5年度税制改正により、令和6年1月1日以降の贈与については、生前贈与の加算期間を相続開始前3年以内から段階的に延長し、最終的に7年以内へ延長することとなりました。また、延長された4年間に受けた贈与については、贈与財産の価額から100万円を控除した残額が相続財産への持戻しの対象となります。

○相続税の課税価格の計算



※7年に延長（令和5年度税制改正）

第1 遺言一般

1 財産を相続人に全て相続させることとする遺言

Case

第〇条 遺言者が有する全ての財産を相続人Aに相続させる。

〔財産の内訳〕

- ・ 土地（相続税評価額1億円）
- ・ 預貯金（3,000万円）
- ・ 借入金債務（2,900万円）
- ・ 葬儀費用（100万円）

〔財産の取得者〕

- ・ A（相続人・居住無制限納税義務者）…1億円
（1億円 + 3,000万円 - 2,900万円 - 100万円）
- ・ 相続人はAを含め2名

チェックポイント

（相続税）

- 相続人Aは相続した全財産の価額に対応する相続税を負担します。
- 取得財産の価額から債務及び葬儀費用の金額を控除して算出した課税価格の合計額から、基礎控除額を控除した金額が課税遺産総額となります。

（所得税（譲渡所得））

- 相続した財産に相続税が課されるため、相続財産そのものに

対する所得税の課税はありません。本ケースの場合、相続人Aは全財産を換価せずに取得しているため、譲渡所得税の課税はありません。

解 説

本ケースは全財産を1人の相続人に相続させることとする遺言です。最高裁平成21年3月24日判決(判時2041・45)において、「相続人のうちの1人に対して財産全部を相続させる旨の遺言がされた場合には、遺言の趣旨等から相続債務については当該相続人にすべてを相続させる意思のないことが明らかであるなどの特段の事情のない限り、相続人間においては当該相続人が相続債務もすべて承継したと解され」とあることから、相続債務についても相続人Aが全て承継したと解するものと考えられます。

なお、債権者側は、Aを含めた2名の相続人に対して、相続分に応じた債務の履行を求める権利を行使することができます(民902の2)。

<課税関係>

1 相続税

(1) 相続税が課される財産

被相続人が亡くなった時点において所有していた財産(土地、建物、株式や公社債などの有価証券、預貯金、現金などのほか、金銭に見積もることができる全ての財産)が相続税の課税対象となります。また、日本国内に所在する財産のほか、日本国外に所在する財産も相続税の課税対象となります。

(2) 相続税の納税義務者と課税範囲

相続又は遺贈により財産を取得した個人は相続税を納める義務があります(相税1の3)。

相続税の納税義務者は居住無制限納税義務者（相続1の3①一）、非居住無制限納税義務者（相続1の3①二）、居住制限納税義務者（相続1の3①三）、非居住制限納税義務者（相続1の3①四）、特定納税義務者（相続1の3①五）に区分されます。

無制限納税義務者は相続又は遺贈により取得した財産の全てに対し相続税が課されます。一方、制限納税義務者は相続又は遺贈により取得した財産のうち、日本国内にあるものに対してのみ相続税が課されることとなります（相続2）。

（3） 相続財産の価額から控除できる債務及び葬儀費用

被相続人の「債務」と被相続人の「葬儀費用」は、相続財産の価額から差し引かれます。差し引くことができる債務には、借入金や未払金等のほか、被相続人が納めなければならなかった税金で、まだ納めていなかったものも含まれます。

また、葬儀費用とは、お寺や葬儀社などへの支払、お通夜に要した費用等です。なお、墓地や墓碑などの購入費用、香典返しの費用等は、葬式費用に含まれません。

債務及び葬儀費用を差し引くことのできる人は、相続人及び包括受遺者に限られます。

なお、無制限納税義務者は債務控除できる財産に制限がありませんが、制限納税義務者は相続税が課税される国内の財産により担保される債務等のみ債務控除ができ、葬儀費用の控除はできません（相続13）。

本ケースの場合、Aは「居住無制限納税義務者」である「相続人」に当たるため、債務及び葬儀費用の控除をすることができます。

（4） 相続税の計算

取得財産の価額から債務及び葬儀費用の金額を控除して課税価格の合計額を算出します（①～③）。課税価格の合計額から基礎控除額を控除した金額が課税遺産総額となります（④・⑤）。課税遺産総額を各

法定相続人の法定相続分で按分した金額に相続税率を乗じて算出した金額を合計したものが相続税の総額となります(⑥・⑦)。このようにして算出した相続税の総額を、実際に財産を取得する者が取得する割合に応じて納めることとなります(⑧)。

①	取得財産の価額	土地1億円+預貯金3,000万円=13,000万円
②	債務控除	借入金債務2,900万円+葬儀費用100万円=3,000万円
③	課税価格の合計額	①-②=1億円
④	基礎控除額	3,000万円+(600万円×2人)=4,200万円
⑤	課税遺産総額	③-④=5,800万円
⑥	課税遺産総額を法定相続分で按分	5,800万円×1/2=2,900万円
⑦	相続税総額	(2,900万円×15%-50万円)×2人=770万円
⑧	Aの負担する相続税額	770万円×100%(全財産取得)=770万円

2 所得税(譲渡所得)

(1) 譲渡所得の基因となる財産の換価がない場合

相続又は遺贈により取得した財産に対して相続税が課されているため、取得財産そのものに対する所得税の課税はありません。

(2) 譲渡所得の基因となる財産の換価がある場合

相続又は遺贈により取得した財産に土地、建物、株式等の譲渡所得の基因となる資産が含まれている場合、その財産を換価したことにより生ずる値上がり益に対して譲渡所得税が課税されます。

(3) 本ケースの場合

本ケースの場合、相続人Aは全財産を換価せずに取得しているため、譲渡所得税の課税はありません。

第2 代償分割・換価分割をする遺産分割協議

45 相続人の1人が現物財産を相続し、その相続人から他の相続人に代償金を支払うこととする遺産分割協議

Case

第〇条 共同相続人A及びBは、別紙財産目録記載の財産が被相続人甲（令和〇年〇月〇日死亡）の遺産であることを確認する。

第〇条 Aは、別紙財産目録記載1の土地を取得する。

第〇条 A及びBは、別紙財産目録記載2の預貯金を2分の1ずつ取得する。

第〇条 Aは、遺産取得の代償として金5,000万円をBに対して支払う。

（別紙財産目録 省略）

〔財産の内訳〕

- ・土地（相続税評価額1億円、代償分割時の時価1億円）
- ・預貯金（3,000万円）

チェックポイント

（相続税）

- 相続人Aは、取得した土地及び預貯金の価額から相続人Bに対して交付した代償財産の価額を控除した金額に対応する相続税を負担します。
- 相続人Bは、取得した預貯金及び相続人Aから交付を受けた代償財産の価額の合計額に対応する相続税を負担します。

(所得税 (譲渡所得))

- 現物財産を相続する代償として交付する財産が金銭のみであるため、相続人Aに対する譲渡所得税の課税はありません。

解 説

本ケースは、複数の相続人のうちの1人に現物財産を相続させ、その代償として他の相続人に代償財産を交付する「代償分割」による遺産分割協議です。

遺産分割の方法は、個々の相続財産を共同相続人等に分配する「現物分割」のほか、共同相続人等のうち1人又は数人に相続財産を現物で取得させ、その現物を取得した者に他の共同相続人等に対して債務を負担させることで相続財産の分割を行う「代償分割」も認められています(家事195)。

<課税関係>

1 相続税

(1) 代償分割が行われた場合の課税価格

代償分割で交付を受けた財産は直接被相続人から承継取得した相続財産ではありませんが、相続税の課税価格の計算に当たっては、現物分割と代償分割とで不均衡のない計算をする必要があります。したがって、相続財産を現物で取得した者は、取得した相続財産の現物の価額から他の共同相続人に対して負担した債務の価額を相続税の課税価格の計算上控除し、代償財産の交付を受けた者は、取得した相続財産の現物の価額に交付を受けた代償財産の価額を加算して相続税の課税価格を算出します(相基通11の2-9)。

(2) 相続人Aへの課税

相続人Aは、取得した土地及び預貯金の価額から、相続人Bに交付した代償財産の価額を控除した金額に相続税が課税されます。

この場合に控除する代償財産の価額は、「代償分割の対象となった財産を現物で取得した者が他の共同相続人又は包括受遺者に対して負担した代償債務の相続開始時における価額による」とされています(相基通11の2-10本文)。

本ケースにおける相続人Aの相続税の課税価格は、以下のとおりとなります。なお、控除する代償財産の価額は被相続人甲の債務ではないため、別建てで債務控除を行うのではなく、代償分割の対象となった財産から直接控除する点に留意する必要があります。

【相続人Aの課税価格】

- ① 土地 1億円
- ② 交付する代償財産 5,000万円
- ③ 預貯金 1,500万円
- ④ 相続人Aの課税価格 (① - ② + ③) 6,500万円

(3) 相続人Bへの課税

相続人Bは、取得した預貯金の価額に相続人Aから交付を受けた代償財産の価額を加算した金額に相続税が課税されます。本ケースにおける相続人Bの相続税の課税価格は、以下のとおりとなります。

【相続人Bの課税価格】

- ① 預貯金 1,500万円
- ② 交付を受ける代償財産 5,000万円
- ③ 相続人Bの課税価格 (① + ②) 6,500万円

2 所得税 (譲渡所得)

(1) 相続人Aへの課税

相続財産の代償分割によって負担した債務が資産の移転を要するも

のである場合には、その債務を履行した者は、その履行をした時においてその時の価額により資産を譲渡したこととなり、その資産の譲渡益に対して譲渡所得税が課税されます（所基通33-1の5）。

本ケースでは、相続人Aから相続人Bに対して金銭債権の移転が生じているものの、当該金銭債権は譲渡所得の起因となる資産に該当しないため、相続人Aに対する譲渡所得税の課税はありません（所基通33-1）。

62 遺産分割協議で設定した配偶者居住権を解除することの合意

Case

<遺産分割の内容>

第〇条 共同相続人A及びBは、別紙財産目録記載の財産が被相続人甲（令和〇年〇月〇日死亡）の遺産であることを確認する。

第〇条 相続人Bは、別紙財産目録記載1の被相続人甲の自宅建物及び土地を取得する。

第〇条 相続人Aは、前条記載の建物につき配偶者居住権を取得し、相続人Bにこの設定登記を備えさせる。

（別紙財産目録 省略）

<合意書の内容>

第〇条 配偶者A及び子Bは、〇年〇月〇日限り、Aの別紙記載の配偶者居住権の設定を合意により解除することとする。

第〇条 前条の解除に伴い、BはAに対し、配偶者居住権消滅に係る対価として金2,500万円の支払義務があることを確認する。

（別紙 省略）

[財産の内訳]

- ・ 配偶者居住権（相続税評価額1,500万円、消滅時の価額1,000万円）
- ・ 敷地利用権（相続税評価額2,000万円、消滅時の価額1,500万円）
- ・ 建物（配偶者居住権控除後の相続税評価額2,500万円）
- ・ 土地（敷地利用権控除後の相続税評価額3,500万円）

〔その他〕

- ・ 相続人は、被相続人甲の配偶者であるA及び子であるBの2名
- ・ 配偶者A及び子Bは、申告期限までに相続税申告書を提出した。
- ・ 配偶者A及び子Bは、上記遺産分割協議においてAが晩年を自宅で過ごしたいという意向を尊重し、Aに存続期間を終身とする配偶者居住権を取得させることとした。
- ・ 配偶者居住権を設定させた3年後、配偶者Aは自宅での生活が困難になったため老人ホームへ入居することが決定した。そこで、A及び子Bは配偶者居住権を解除し、当該権利の消滅に係る対価をBがAに対して支払うことで合意した。

チェックポイント

(相続税)

- 配偶者Aは、取得した配偶者居住権及び敷地利用権の価額に対応する相続税を負担します。
- 子Bは、取得した土地及び建物の価額から配偶者居住権及び敷地利用権の価額を控除した金額に対応する相続税を負担します。

(所得税（譲渡所得）)

- 配偶者Aは、配偶者居住権及び敷地利用権の消滅に係る対価を収受しているため、譲渡益に対して譲渡所得税が課税されます。

(贈与税)

- 仮に配偶者Aが配偶者居住権等の消滅に係る対価を収受しない場合には、子Bに対してみなし贈与による課税が行われます。

解 説

本ケースは、遺産分割協議で配偶者居住権を設定したものの、その後、当事者間で当該配偶者居住権を解除する合意があったため、配偶者居住権の消滅の対価を授受した事例です。

「配偶者居住権」は、配偶者が相続開始の時に被相続人所有の建物に居住していた場合に、その建物の全部について終身又は一定期間、無償で使用収益をする権利をいい、当該権利が遺産分割又は遺贈の目的とされた場合に取得することができます（民1028・1030）。

配偶者居住権を取得した配偶者は、従前の用法に従い、善良な管理者の注意をもって、居住建物の使用収益をしなければならず、配偶者居住権を譲渡したり、建物所有者の同意なく増改築をしたり、第三者に居住建物の使用収益をさせることはできません（民1032）。

<課税関係>

1 相続税

(1) 配偶者居住権等が設定された場合の評価方法

配偶者居住権は、遺産分割等によって建物に設定され、具体的な相続分を構成することから相続により取得した財産として相続税の課税対象となります。また、配偶者居住権の設定目的となった建物の敷地についても、建物に配偶者居住権を設定することで実質的に敷地を使用収益することができるため、敷地を利用する権利（以下「敷地利用権」といいます。）として相続税が課税されます。配偶者居住権及び敷地利用権（以下「配偶者居住権等」といいます。）の価額は、相続税法23条の2の定めにより評価します。他方、土地及び建物を取得した者は、配偶者居住権等の設定により、実質的にその使用収益が制限されることから、土地及び建物の価額から配偶者居住権等の価額を控除した価額により評価します。

【配偶者居住権等の評価（相続23の2）】

配偶者A 【配偶者居住権】	建物の 相続税 評価額	建物の 相続税 評価額	×	$\frac{\text{耐用年数} - \text{経過年数} - \text{残存年数}}{\text{耐用年数} - \text{経過年数}}$	×	存続期間の 複利現価率
子B 【建物所有者】						
配偶者A 【敷地利用権】	土地の 相続税 評価額	土地の 相続税 評価額	×			存続期間の 複利現価率
子B 【土地所有者】						

(2) 配偶者Aへの課税

配偶者Aは、取得した配偶者居住権等の価額に相続税が課税されます。本ケースにおける配偶者Aの相続税の課税価格は、以下のとおりとなります。

【配偶者Aの課税価格】

- ① 配偶者居住権 1,500万円
- ② 敷地利用権 2,000万円
- ③ 配偶者Aの課税価格 (① + ②) 3,500万円

(3) 子Bへの課税

子Bは、取得した土地及び建物の価額に相続税が課税されます。本ケースにおける子Bの相続税の課税価格は、以下のとおりとなります。

【子Bの課税価格】

- ① 土地 3,500万円
- ② 建物 2,500万円
- ③ 子Bの課税価格 (① + ②) 6,000万円



新日本法規